

広島県告示第七七七号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月二十八日から施行する。

平成二十三年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表食品工業技術センターの項中

71	多点温度測定装置（データロガー）	〃	三〇〇円
71	多点温度測定装置（データロガー）	〃	三〇〇円
72	高速液体クロマトグラフ質量分析装置	一時間	一、三〇〇円
73	フーリエ変換赤外分光光度計（イメージング機能不使用）	〃	四〇〇円
74	フーリエ変換赤外分光光度計（イメージング機能使用）	〃	一、一〇〇円
75	超音波顕微鏡	〃	六〇〇円

を

に改める。